

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.25・26】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法施行令
根拠条項	第3条、第4条
許認可等の種類	・介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の指定 ・介護福祉士養成施設及び介護福祉士実務者養成施設の変更承認
法令の定め	社会福祉士及び介護福祉士法第39条 社会福祉士介護福祉士法施行令第3条、第4条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条、第7条の2
審査基準	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第3条  詳細は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号）別添2
標準処理期間	総期間 180日・尹（介護福祉士実務者養成施設は、90日） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 （電話番号：011-231-4111（内線25-678））
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 （公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/</a> ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.27・28】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法施行令
根拠条項	第3条、第4条
許認可等の種類	・社会福祉士養成施設の指定 ・社会福祉士養成施設の変更承認
法令の定め	社会福祉士及び介護福祉士法第4条、第7条 社会福祉士介護福祉士法施行令第3条、第4条第1項 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条
審査基準	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）第3条  詳細は、社会福祉士及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日社援発第0328001号）別添1
標準処理期間	総期間 180日・丹（ ） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 （電話番号：011-231-4111（内線25-678））
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 （公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/</a> ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.29・30】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	社会福祉法施行令
根拠条項	第4条
許認可等の種類	・社会福祉主事養成機関の指定 ・社会福祉主事養成機関の変更承認
法令の定め	社会福祉法第19条第1項 社会福祉法施行令第4条、第5条、第6条
審査基準	社会福祉主事養成機関等指定規則（平成12年厚生省令第53号）第3条  詳細は、社会福祉主事養成機関指導要領及び社会福祉主事資格認定講習会指導要領について（平成12年3月31日社援第805号）別添1
標準処理期間	総期間 180日・丹（ ） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 （電話番号：011-231-4111（内線25-678））
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 （公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/</a> ）

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

【No.31】

(令和4年(2022年)7月1日作成)

法令名	介護保険法施行令
根拠条項	第3条第2項
許認可等の種類	介護職員初任者研修事業者の指定
法令の定め	介護保険法施行令第3条第2項、介護保険法施行規則第22条の26、27
審査基準	<p>北海道介護職員初任者研修等実施要綱（平成25年福祉第1924号北海道保健福祉部長通知）6の規定に基づく</p> <p>知事は、次に掲げる要件のすべてを満たすと認められる者を事業者として指定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び研修事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</li><li>研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。</li><li>継続的に毎年1回以上研修を開催すること。</li><li>研修の内容が、介護職員初任者研修課程については別紙1、生活援助従事者研修課程については別紙8に定めるもの以上であり、修業年限が3(3)に定める期間内であること。</li><li>講義又は演習を担当する講師については、別紙4のとおりであること。また、介護職員初任者研修課程については別紙1、生活援助従事者研修課程については別紙8に定める研修の内容を教授するのに必要な数の講師を有すること。</li><li>実習を行う場合にあっては、別紙5に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。また、別紙5に定める適当な実習指導者の指導が行われること。</li><li>その他本要綱に定める事項が遵守されること。</li></ol>
標準処理期間	総期間 60 日・月 ( ) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 日・月 ( )
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課人材育成係 (電話番号：011-231-4111 (内線25-678))
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	処分基準 (公表アドレス： <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sonota/hyoujyunsyorikikan/</a> )